（交付対象数量の算出）

第十五条　法第五条第四項の交付対象数量の算出は、同項に規定する総交付対象数量に、当該総交付対象数量が適用される会計年度において各対象事業者が提出した年間販売計画に記載された数量（農林水産大臣が適当と認めるものに限る。）の合計に占める当該対象事業者が提出した年間販売計画に記載された数量（農林水産大臣が適当と認めるものに限る。）の割合を乗じてするものとする。

（農林水産大臣への報告）

第十六条　法第五条第八項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　年間販売計画に係る対象事業の実績として次に掲げるもの

イ　生乳又は特定乳製品の販売数量

ロ　生乳又は特定乳製品の販売価格

二　年間販売計画に係る対象事業の実施に要した経費

2　法第五条第八項の規定による報告は、前項第一号に掲げる事項にあつては令第四条に規定する四半期の終了後遅滞なく、同項第二号に掲げる事項にあつては毎会計年度の終了後遅滞なく、行わなければならない。ただし、農林水産大臣が必要と認めて報告を要求した場合には、要求に従つて報告しなければならない。

（生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者への報告）

第十七条　法第九条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その行う対象事業の実績として次に掲げるもの

イ　生乳又は特定乳製品の販売数量

ロ　生乳又は特定乳製品の販売価格

二　その行う対象事業の実施に要した経費

（情報通信の技術を利用する方法）

第十八条　法第九条第五項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　第一号対象事業者の使用に係る電子計算機と、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下この条において「委託者等」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　第一号対象事業者の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　第一号対象事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルを電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該委託者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、委託者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3　第一項各号に掲げる方法により記載事項を提供する場合には、委託者等に当該記載事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の委託者等が確実に当該記載事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

（正当な理由に関する指定の要件）

第十九条　法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）